

太枠内は記入しないでください。

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄

区	分	項番	3
		8 1 1	
		大臣	コード
		知事	
許可番号	項番	3	
	8 2		

国土交

「営業所」とは、建設工事についての見積り、入札、契約の締結等請負契約に関する事務を常時継続して行う事務所をいいます。

- 単に商業登記上の本店又は支店等で、建設工事に関する請負契約事務を行わない事務所等は該当しません。
- 工事現場に臨時に置かれる工事事務所、作業所等は対象外です。
- 主たる営業所、従たる営業所には、それぞれの営業所に、営業しようとする

(主たる営業所)

主たる営業所の 名 称		フリガナ ホンテン	
		本店	
営 業 し よ う と する 建 設 業		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	
		☒ ☒ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒	(1. 一般 2. 特定)
変更前		営業所において営業しようとする業種について、一般建設業は「1」、特定建設業は「2」を記入してください。 なお、変更がない業種も含め、当該営業所で営業する業種の全てを記載して下さい。	

(従たる営業所)

[illegible]

(従たる営業所)

[illegible]